究ヲ保管スルモノトス

昭和十二年七月十七日

伊勢電気鉄道株式会社

専務取締役 平田貞（外五名）

従業員側

吉沖直秀（外三名）

立会人 大田区三宅和特高係長

近鉄 四日市警察署長

一、諸手当、退職手当改正ニ関スル件ハ伊勢電重役ニオイテ誠意ヲモッテ参急当局ト交渉シソノ実現ニ努力スル

二、身分保障ノ件ハ左記各項トスルコト

（イ）伊勢電ニオイテハ交渉解決後、解雇者ヲ出サザルコト

（ロ）会社合併ニ際シテ解雇者ヲ出サザルコト

（ハ）合併後ニオイテモ正当ナル理由ナクシテ解雇セザルヤウ参急当局ト交渉スルコト

三、交渉中ノ費用ハ会社ヨリ支給セズ、タダシ和解ノタメ金一封ヲ重役側ヨリ解散手当トシテ交附スルコト

四、犠牲者ノ件ハ、伊勢電本社勤務ノ者ハ、従来ノ家族ニ対シテ六月十二日ノ範囲ニオイテソレゾレ勤続年数ノ倍額及諸手当ニ随ヒ下ニ定メ、上ニ請フノ精算ヲモッテ速カニ実施スルコト

（五）

五、解散手当ハ会社ノ重役ニオイテ金七万円ヲ取得シ、分配ニツイテハ一万円ハ本年ニツキ最高十八割最低八割ノ範囲ニオイテ